

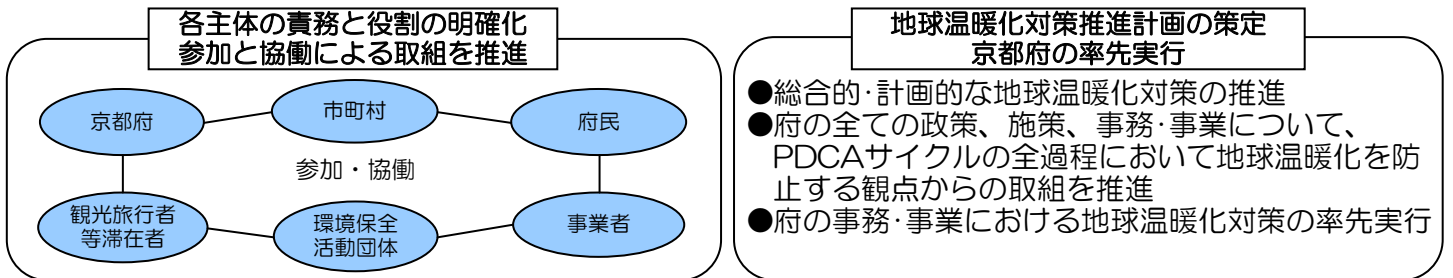
# 京都府地球温暖化対策条例（仮称）答申案のポイント

## 条例制定の背景と目的

- 地球温暖化の防止は、人類共通の緊急の課題であり、今を生きる我々の使命。
- 私たち府民は、気候変動に関する国際連合枠組条約の究極目的である気候の安定化に向けて、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、持続可能な脱温暖化社会を実現する第一歩として、2010年度（京都議定書第1約束期間の中間年度）を目標年度とする地球温暖化対策に全力を挙げて取り組み、京都議定書誕生の地にふさわしい先導的な役割を果たしていくことを決意。
- 府域の特性を踏まえた地球温暖化対策の基本となる事項を定めるとともに、各主体の責務や役割を明らかにし、参加と協働による取組を一層促進するため、条例を制定。

## 温室効果ガス削減目標

- 2010年度において、1990年度の温室効果ガス排出量を10%削減



## 地球温暖化対策（分野別）

### 事業活動に係る地球温暖化対策

- 大規模事業者、電気事業者 ⇒ 温室効果ガス排出量の報告、削減計画等の作成、提出＜義務化＞
- 事業者 ⇒ 環境マネジメントシステムの導入、環境報告書等の作成＜努力義務＞ 他

### 建築物に係る地球温暖化対策

- 大規模建築物 ⇒ 温室効果ガス排出量の削減計画等の作成、提出＜義務化＞
- 大規模建築物 ⇒ 屋上等の緑化又は自然エネルギーの利用＜義務化＞
- 住宅メーカー等 ⇒ 環境性能の高い建築物の開発、提供＜努力義務＞ 他

### 電気機器等に係る地球温暖化対策

- 家電販売店 ⇒ 省エネラベルの表示・説明、説明員（省エネマイスター）の設置＜義務化＞
- 府民、事業者 ⇒ 省エネルギー型電気機器等の優先購入＜努力義務＞ 他

### 自動車交通に係る地球温暖化対策

- 公共交通機関への利用転換、エコドライブの推進＜努力義務＞
- アイドリングストップ＜義務化＞
- 大規模事業者 ⇒ 温室効果ガスの排出量の報告、削減計画等の作成・提出、エコドライブ推進員の設置＜義務化＞
- 自動車販売店 ⇒ 自動車の環境情報の提供・説明、説明員（エコカーマイスター）の設置＜義務化＞
- 府民、事業者 ⇒ 低公害車の購入、使用＜努力義務＞ 他

### 自然エネルギーの利用促進による地球温暖化対策

- 電気事業者 ⇒ 自然エネルギーの導入計画の作成、提出＜義務化＞
- 府民、事業者 ⇒ 自然エネルギーの優先利用＜努力義務＞

- 廃棄物の発生抑制等
- 森林の保全・整備
- 環境教育・環境学習の推進
- 京都地球環境の日（2/16）の制定
- 環境産業の育成
- 国際環境協力の推進

### 推進体制の整備

- 京都府地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、京都府地球温暖化防止活動推進員の役割の明確化、参加・協働による地域の取組を推進

### 条例の実効性確保

- 地球温暖化対策の積極的な取組に対する顕彰
- 違反者に対する勧告や氏名の公表

### 条例の見直し

- 目標年次である2010年度に向けて適時に見直し。それ以後も、継続的に実施。